

審査基準

令和4年3月3日作成

法令名 : 古物営業法
根拠条項 : 第7条第5項
処分の概要 : 許可証の書換え
原権者(委任先) : 三重県公安委員会
法令の定め : 古物営業法施行規則第5条第9項、第10項、第4条第2項(許可証の書換への申請)
審査基準 : 判断基準は法令の定めによる
標準処理期間 : 14日
申請先 : 許可を受けた営業所等の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問い合わせ先 : 生活安全部生活安全企画課(電話 059-222-0110) 又は警察署生活安全課
備考 : 「営業所等」とは、営業所又は営業所のない者は、住所又は居所をいう。